

特別代理人に対する納税通知書の送付について

質 問

本市では、登記上の名義人である固定資産税の納税義務者Aが賦課期日前に死亡していたことが判明したため、Aの相続人の有無について調査をした結果、相続人全員が相続放棄していたことが判明しました。ただし、調査の過程で、Aの債権者が担保権の実行による競売手続を進めるために特別代理人の選任を裁判所に申し立て、その結果、特別代理人Bが選任されていることが判明しました。このとき、相続財産管理人が選任されている場合と同じように、特別代理人B宛てに、亡A相続財産法人名義の納税通知書を送付し、課税することは可能でしょうか。

回 答

特別代理人には納税通知書の受領権限がないため、B宛てに納税通知書を送付することは適当ではありません。

解 説

1. 納税の告知について

地方税法（以下「法」という。）第13条において、課税団体が納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、地方団体の長は、その者に対し、納付納入すべき税額（租税債権の確定）、納付納入の期限（履行の請求）その他必要な事項を記載した文書により、納税の告知をしなければならないとされています。

具体的には、固定資産税の徴収方法は、普通徴収の方法によるとされていることから（法第364条第1項）、この納税の告知は、徴税吏員が納税通知書（法第1条第1項第6号）を当該納税者に送付することにより行われます。したがって、今回の事例では、相続財産法人について相続財産管理人が選任されて

いる場合と同じように、特別代理人宛てに納税通知書を送付することにより、Aの相続人（正確には、亡A相続財産法人）に対する納税の告知を行ったといえるかどうかの問題となります。

2. 特別代理人について

今回の事例における特別代理人は、担保権の実行による競売手続を進めるために選任されていることから、民事執行法第20条及び民事訴訟法第35条の規定に基づくものであると考えられます。

すなわち、不動産登記簿に記載された所有者が死亡したが、相続を原因とする所有権移転登記がなされていない不動産に対し競売を申し立てるためには、債権者代位権（民法第423条）に基づき、相続を原因とする所有権移転登記の代位登記をする必要があります。この場合、原則として、競売申立てをしようとするものは相続財産管理人の選任を申し立て、相続財産管理人が登記簿上の所有者について、「亡A相続財産法人」などのように登記名義人表示変更登記をした後に、競売を申し立てることになります。

しかし、担保権の実行による競売の場合で、何らかの理由により相続財産管理人が選任できない場合などには、申立債権者が競売申立受理証明書に基づき、相続財産法人に代位して表示変更登記を行い、競売手続を進めることがあります。

このとき、具体的に競売手続を進めるためには、特別代理人（民事執行法第20条及び民事訴訟法第35条）を選任して同人宛てに競売関係の文書を送達する必要があります。本来、民事訴訟法第35条にいう特別代理人は、未成年者や成年被後見人といった場合を想定した制度ですが、判例上、相続人不明の相続財産について、相続財産管理人が選任されていない場合にも同条が類推適用され、特別代理人を選任することができるかとされています（昭和5年6月28日大審院決定）。

3. 相続財産管理人と特別代理人の相違について

この特別代理人は、あくまでも競売手続などの訴訟行為を進めるためにおかれるものですので、当然、その業務は訴訟行為に係る内容に限られます。そのため、当該訴訟行為と直接関係のない書面に関する受領権限はないと考えられます。

一方、相続財産管理人は特別代理人とは異なり、相続財産法人の代表者としての位置づけであり、相続財産の管理や清算を行う権限を有しています。したがって、相続財産管理人宛てに納税通知書を送達することによって、相続財産法人に課せられるべき納税の義務を具体的に確定させることは可能とされています。

4. 結論

したがって、今回の事例における特別代理人に対して納税通知書を送付しても、訴訟行為と直接関係のない書面に該当し、受領権限のない者に送付することとなりますので、法第13条に規定する納税の告知を行ったことにはなりません。そのため、特別代理人Bに対して、亡A相続財産法人名義の納税通知書を送付し、課税を行うことは困難と考えられます。

(大阪府総務部市町村課税政グループ)